

附属機関等の委員の公募に関する要綱

[平成21年8月6日行政改革推進本部決定]

(目的)

第1条 この要綱は、附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成21年8月6日行政改革推進本部決定）に基づき、附属機関等の委員を公募するために必要な事項を定めることにより、適切で円滑な公募委員の選任を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱の対象は、附属機関等の設置及び運営に関する指針「2 定義」に規定する附属機関等とする。

(公募の基準)

第3条 附属機関等は、積極的に委員の一部を公募により選任するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員の公募を行わないことができる。

- (1) 緊急又は迅速に選任することを要する場合
- (2) 成田市情報公開条例（平成17年条例第52号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項について審議等を行う附属機関等である場合
- (3) 法令等の規定により委員の資格等が定められており、公募により委員を選任する余地のない場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に専門的な知識を要する場合その他の委員を公募することが適当でないと認められる場合

2 委員を公募した結果、応募がなかったとき又は選考の結果、募集人数に満たなかったときは、前項本文の規定にかかわらず、指名その他の方法により委員を選任することができる。

(応募資格)

第4条 応募資格のある者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。ただし、附属機関等の設置目的、所掌事務等に照らし、これにより難いときは、この限りでない。

- (1) 本市に在住する18歳以上75歳未満の者
- (2) 本市の他の附属機関等の委員に選任されていない者

(公募方法等)

第5条 委員の公募に当たっては、次に掲げる事項を市広報紙及び市ホームページに掲載する等の方法により、周知するものとする。

- (1) 附属機関等の名称
- (2) 附属機関等の所掌事務
- (3) 任期及び会議の開催予定
- (4) 応募資格
- (5) 募集期間及び募集人数

- (6) 応募方法
 - (7) 選考方法
 - (8) 問い合わせ先
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、委員の公募に関し必要と認められる事項
- 2 委員の公募は、委員の委嘱予定日の少なくとも1カ月前までに行うものとし、募集期間は、2週間以上設けるものとする。
- (選考方法等)

第6条 公募委員の選考は、委員を公募する附属機関等の設置目的、所掌事務等に照らし、当該委員を公募する附属機関等を所管する課（以下「所管課」という。）が、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 小論文（作文）による選考
 - (2) 面接による選考
 - (3) 書類による選考
 - (4) 抽選
 - (5) 前各号に掲げる方法の併用による選考
- 2 所管課は、公募委員の選考基準を定めるとともに、公募委員の選考のための委員会を設置し、公平な選考を行うものとする。
- 3 公募委員の選考は、募集期間終了後又は面接等の選考手続の終了後、原則として2週間以内に行い、委員を決定するものとする。
- 4 公募委員の選考の結果については、選考後速やかに、応募した者に通知するものとする。

(所管課の事務)

第7条 所管課は、第3条第1項の規定を勘案して委員の公募を行うことの適否を決定し、委員を公募しようとする場合は、次に掲げる事項を定めた公募委員募集要項を策定し、公募の事務を行うものとする。

- (1) 公募の趣旨
- (2) 公募委員の人数
- (3) 応募資格
- (4) 応募方法
- (5) 申込用紙その他公募に必要な書類の様式
- (6) 公募を周知する方法及び公募の周知に関する事項
- (7) 選考方法
- (8) 前各号に掲げるもののほか、委員の公募に関し必要と認められる事項

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行し、同日以後新たに設置される附属機関等の委員の選任又は任期満了により改選される附属機関等の委員の選任について適用する。

(各種審議会委員の公募についてのガイドラインの廃止)

- 2 各種審議会委員の公募についてのガイドライン（平成11年3月2日行政改革推進本部決定）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以後新たに設置される附属機関等の委員の選任又は任期満了により改選される附属機関等の委員の選任について適用する。